

關於消費税の免税手續

1. 免税とは

何謂免税

- 消費税とは、日本国の国内法である消費税法によって賦課される税金です。

消費税是基於日本國內的消費税法所規定的賦稅制度。

※財貨・サービスの取引により生ずる付加価値に着目して課税することから、

欧米のValue-Added Tax、付加価値税、もしくはGoods and Services Tax、物品税に相当します。

※此稅著眼於財物或服務的交易所產生的附加價值而加以課稅。

- 当店で免税は、日本国内における消費税の免税であり、外国人のお客様のために設けられた税法上の特例措置です。

本店的免税是於日本國內之消費税的免税，在税法上是專為外國旅客所制定的特別條例。

- 免税の手続きはすべて消費税法に規定されており、当店の判断によるものではありません。

免税手續是完全依照消費税法之規定，非本店所自行判斷而決定的。

- お買い上げになった物品に付加された消費税5%を免税し返金いたします。

我們將為您免除並退還您購買之物品所付加5%的消費税。

2. 免税を受けることの出来るお客様

可享有免税服務之旅客

- 日本に入国して6ヶ月以内の外国籍のお客さま。

入境日本國內未滿6個月的外國國籍之旅客

※日本入国時の旅券にある上陸許可の証印が「再入国」でないもの。

※入境時護照上的入境資格簽章並非持有再入境資格之簽章

- 旅券にある在留資格が「外交」「公用」のお客様。

護照上的停留資格為“外交”、“公務”的旅客

※日本入国後6ヶ月以上経過していても可。

※入境日本國內即使超過6個月以上也可享有免税之服務。

3. 免税の条件

免税條件

- 免税の対象となる物品は、化粧品、飲食料品、たばこ、医薬品、フィルム、電池などの消耗品を除く通常生活の用に供する物品で、一取引の合計金額が10,501円を超える場合です。

所謂的免税商品是供日常生活使用之物品，並且一次的消費總金額需超過10,501日圓。化妝品、食品、香煙、醫藥品、底片、電池”等的消耗品除外。

免税対象

免税商品



合計金額10,501円以上の生活用品

消費總金額超過10,501日圓的生活用品

免税対象外

非免税商品



合計金額10,501円未満の生活用品
化粧品・食料品・たばこなどの消耗品

**消費總金額未滿10,501日圓的生活用品
化妝品、食品、香煙等的消耗品**

4. 免税の手続き

免税手續

- 物品購入者本人の旅券(コピーは不可)を提示してください。

請出示商品購買者本人的護照(影印本無效)。

- 出国の際に国外へ持ち帰ることを記載した購入誓約書を提出してください。

出境時請出示記載攜帶出境事項的購買誓約書。

- 当店がお客様の旅券に輸出免税物品購入記録票を貼ります。

※輸出免税物品購入記録票は、お客様が出国する際に税関が回収いたします。

本店將在旅客的護照上粘貼出口免税商品購買記錄表。

※海關將在旅客出境時，收回出口免税商品購買記錄表。